

東大阪市斎場  
整備基本構想  
(改訂版)

東大阪市  
令和7年2月

# 目次

第一章 基本構想の策定にあたって .....	- 1 -
1. 基本構想策定の目的と位置づけ .....	- 1 -
(1) 基本構想の目的 .....	- 1 -
(2) 上位計画における位置づけ及び関連計画 .....	- 2 -
(3) 過去に作成された報告書との関係 .....	- 3 -
2. 東大阪市の高齢者の状況と火葬需要 .....	- 4 -
第二章 東大阪市の火葬を取り巻く状況 .....	- 6 -
1. 市内斎場の概要と課題 .....	- 6 -
(1) 市内斎場の概要 .....	- 6 -
(2) 市内斎場の現状と課題 .....	- 8 -
2. 個々の斎場の現状と課題 .....	- 9 -
(1) 長瀬斎場 .....	- 9 -
(2) 小阪斎場 .....	- 10 -
(3) 楠根斎場 .....	- 11 -
(4) 岩田斎場 .....	- 12 -
(5) 額田斎場 .....	- 13 -
(6) 荒本斎場 .....	- 14 -
第三章 施設整備の方向性 .....	- 15 -
1. 施設整備の検討経過 .....	- 15 -
2. 候補地の検討過程 .....	- 16 -
3. 今後の市内斎場のあり方 .....	- 19 -

第四章 今後の火葬需要と必要火葬炉数	- 20 -
1. 火葬炉数算定の手順	- 20 -
(1) 火葬炉数算定の目的	- 20 -
(2) 必要火葬炉数算定フロー	- 20 -
2. 将来死亡者数の推計	- 21 -
(1) 将来人口の推計	- 21 -
(2) 将来死亡者数の推計	- 22 -
3. 年間火葬件数の推計	- 23 -
(1) 既存斎場の火葬件数の推移	- 23 -
(2) 年間火葬件数の算定方法	- 24 -
(3) 年間火葬件数の算定	- 25 -
4. 必要火葬炉数の算定	- 26 -
(1) 必要火葬炉数の算定法	- 26 -
(2) 予備炉の算定	- 28 -
(3) 必要火葬炉数の算定	- 29 -
(4) 先行事例との比較検証による妥当性の確認	- 30 -
(5) 汚物炉について	- 31 -
(6) 動物炉について	- 31 -
第五章 基本構想の推進	- 32 -
1. 基本構想に基づく個別整備計画の策定	- 32 -
(1) 新斎場関連計画	- 32 -
(2) 5斎場のあり方についての検討	- 32 -
2. 今後のスケジュールについて	- 33 -

---

# 第一章 基本構想の策定にあたって

## 1. 基本構想策定の目的と位置づけ

### (1) 基本構想の目的

斎場は、市民生活にとって必要不可欠な施設であり、火葬需要に安定して対応できることが求められています。しかしながら、市営6斎場のうち、3斎場が昭和42年の布施市、河内市、枚岡市の3市合併前に建設された建物で運営しており、老朽化が問題となっています。現状、定期的な点検とメンテナンスは行っていますが、3斎場で建屋の耐震化がなされておらず、また、火葬炉自体が最新式と比較し火葬に時間を要する旧式のもので、現在の火葬能力では、何らかの整備を行わなければ、今後訪れる火葬需要のピーク時への対応は困難になることが予想されます。

本構想は、今後の火葬需要を推計し、本市として備えておくべき火葬炉数を定め、その火葬炉数を確保するために必要な施設整備を行うにあたっての基本的な考え方を示すものです。

## (2) 上位計画における位置づけ及び関連計画

本市は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした「東大阪市第3次総合計画」を策定しています。その総合計画において、「健康づくりと保健衛生の推進」として「今後増加が予測される火葬需要への対応も含め、斎場の整備を進める」ことがうたわれていることから、本構想を策定するものです。

また、令和2年度から令和6年度までの行財政対策計画である「東大阪市行財政改革プラン2020」においても、「公共施設のあり方」として「新たな斎場整備、既存斎場の集約化」という位置づけがされています。

今後、本基本構想に基づき、個別の斎場施設整備計画を策定する予定です。

### 東大阪市第3次総合計画

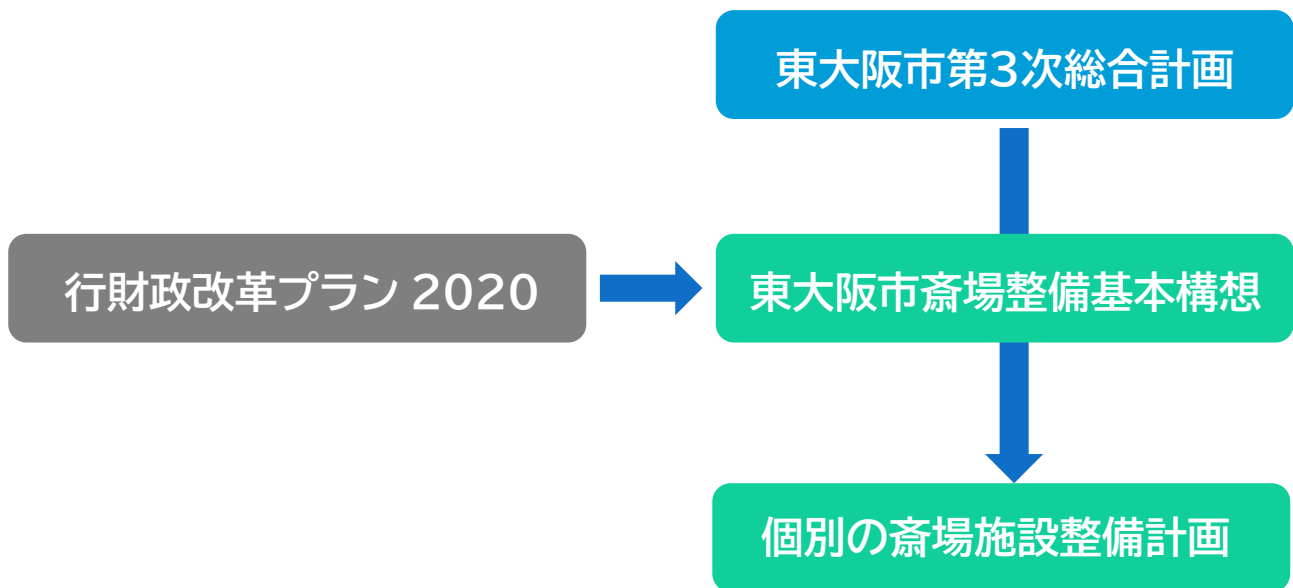
#### 第2編「基本計画」分野5「健康・福祉」

#### 施策No.11「健康づくりと保健衛生の推進」

『市内7斎場※はいずれも老朽化が進んでいます。今後増加が予測される火葬需要への対応も含め、斎場の整備を進めます』

※上記7斎場のうち、今米斎場については令和5年度末に廃止となりました。

【図 1-1:東大阪市における諸計画との関係図】



### (3)過去に作成された報告書との関係

市内斎場に関して過去に作成された報告書として、①「東大阪市斎場整備基本計画策定業務報告書」(平成 24 年度作成)と②「長瀬斎場整備にかかる調査結果報告書」(平成 28 年度作成)があります。

まず、①において、今後の斎場整備については新斎場を整備し、その新斎場の規模によっては既存斎場を改修し活用していくという方向性を示しています。そして、②は、老朽化している長瀬斎場の改修を基軸にして、基本的には市内既存斎場を活用することを念頭においた調査に関する報告書となっています。

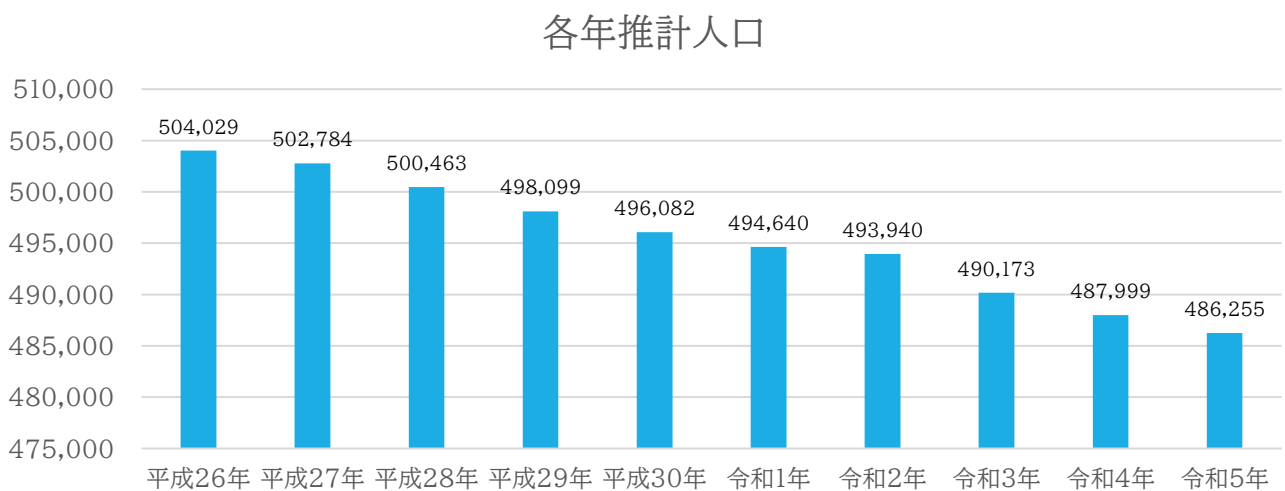
これらを踏まえ、本市では、まず①の報告書において示した、新斎場整備についての検討を行い、建設用地の選定を試みました。しかしながら、市有地の中には適地が見つからなかったため、もう一つの方向性として示した既存斎場の活用についても検討を行いました。その検討の基になったものが②の報告書です。

本基本構想の策定は、これら二つの報告書の内容を踏まえ行ったものです。

## 2. 東大阪市の高齢者の状況と火葬需要

本市の人口は令和5年10月1日時点の人口で486,255人となっており、ピーク時で昭和59年10月1日時点の526,024人となっていた人口が徐々に減少しており、50万人を切るまでになっています。令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とした「東大阪市高齢者保健福祉計画」によると、人口構造としては、団塊ジュニア世代と団塊の世代の人口の構成比が高くなっており、14歳以下の年少人口は少なくなっています。高齢者人口(65歳以上人口)は令和元年をピークに微減傾向となっていますが、令和15年より再び増加に転じ、令和22年まで増加することが見込まれています。このことから今後の火葬需要の増加が予測されます。

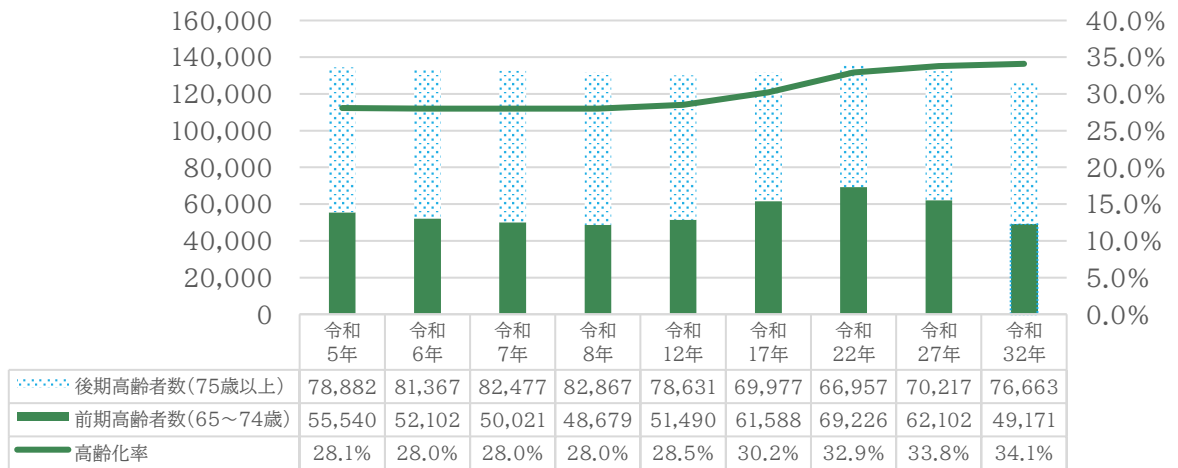
【図1-2】



【出典：東大阪市統計書】

【図 1-3】

### 高齢者人口の推移・将来推計



【出典：東大阪市高齢者保健福祉計画】



## 第二章 東大阪市の火葬を取り巻く状況

### 1. 市内斎場の概要と課題

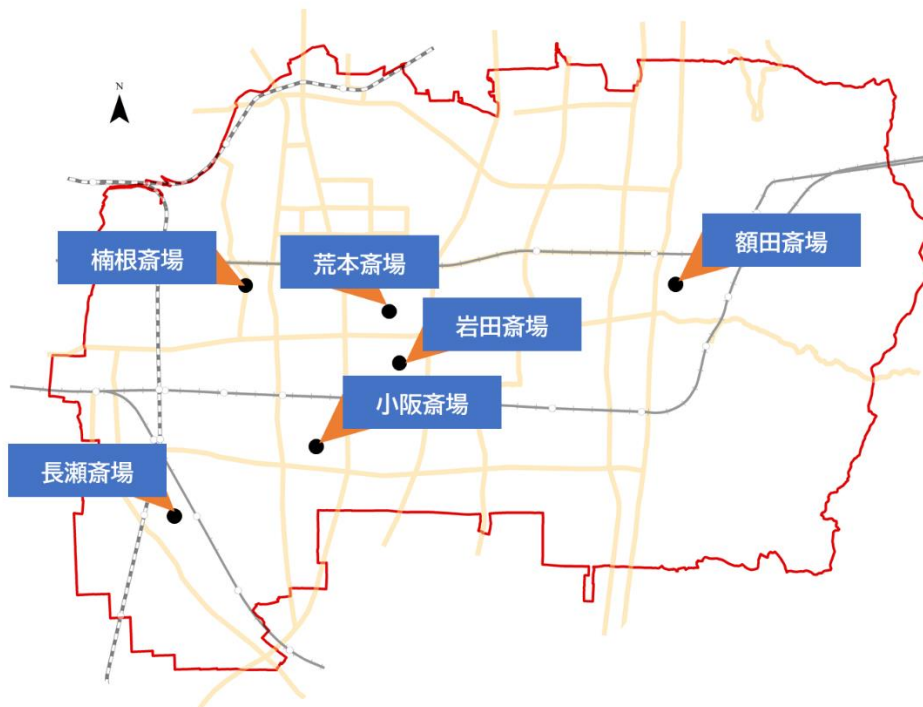
#### (1) 市内斎場の概要

本市は、斎場を市内 6 箇所を設置しており、次頁【図 2-1】に示すとおり、楠根斎場、小阪斎場及び長瀬斎場は本市の西部に、荒本斎場及び岩田斎場は本市の中心部に、額田斎場は本市の東部に位置しています。

火葬炉の設置数は、長瀬斎場に 4 基、小阪斎場に 5 基、楠根斎場、岩田斎場及び額田斎場に 3 基、荒本斎場に 2 基、市全体では 20 基となっています。人口約 50 万人という都市の規模から考えると、比較的小規模な斎場が多いという状況です。

令和元年度から令和 5 年度までの年間火葬件数を次頁【表 2-1】に示します。

【図 2-1:市内斎場位置図】



【表 2-1:各斎場の火葬件数(令和元年度～令和 5 年度)】

(単位:件)

斎場名	長瀬	小阪	楠根	岩田	額田	荒本	計
炉数	4 基	5 基	3 基	3 基	3 基	2 基	20 基
R1	0	2,060	1,432	714	1,259	43	5,508
R2	0	2,110	1,417	840	1,294	221	5,882
R3	0	2,277	1,503	1,060	1,423	357	6,620
R4	494	2,283	680	1,121	1,497	419	6,494
R5	1,597	1,752	898	1,042	1,356	389	7,034

上の表からは、長瀬斎場の改修に伴う休場(令和元年度～令和 4 年度)期間中は小阪斎場で年間火葬件数の 3 分の 1 を超える件数を賄っていること等がわかります。

## (2) 市内斎場の現状と課題

各斎場の建設年度、増改築改修年度等を以下【表 2-2】に示します。

【表 2-2: 市内各斎場の建設年、増改築改修年等】

(令和6年3月現在)

	長瀬斎場	小阪斎場	楠根斎場	岩田斎場	額田斎場	荒本斎場
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	木造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
現在の建物の建設年	令和5年1月竣工	昭和37年	昭和26年	昭和38年	平成5年	昭和56年
建物大規模改修年	-	平成12年	平成28年	平成元年	-	-
建物大規模改修内容	-	煙突撤去 排煙設備設置	建物耐震 煙突撤去 排煙設備設置 外壁塗装	建物一部耐震 煙突撤去 排煙設備設置	-	-
現在の建物の建設・改修からの経過年数	建物建設から1年	建物改修から24年	建物改修から8年	建物改修から35年	建物建設から31年	建物建設から43年
耐震関係	新耐震基準	耐震診断未実施 旧耐震基準	耐震補強済	耐震診断未実施 一部新耐震基準	新耐震基準	耐震診断未実施 旧耐震基準

建物及び火葬炉の状況として、長瀬斎場を除くいずれの斎場においても老朽化が進行しているという課題があります。

建物に関しては、小阪斎場、荒本斎場が旧耐震基準で建てられており、岩田斎場も火葬炉裏の部分のみ耐震性がある状態です。

火葬炉設備に関しては、長瀬斎場を除くいずれの斎場も設置年度が古く、旧式のものとなっています。定期的な点検・メンテナンスは行っていますが、安定した火葬能力を維持するためには20～25年の周期で更新が必要とされており、どの斎場においても大規模な更新が必要な状況となっています。

## 2. 個々の斎場の現状と課題

### (1) 長瀬斎場

土地の状況	所在地	東大阪市長瀬町二丁目 6-3	
	所有	市有地	
	敷地面積	長瀬斎場部分 約 6,461㎡ ※1:登記地積より 長瀬斎場南側駐車場部分 約 231㎡ ※1:登記地積より	
建物・敷地の状況	所有	市	
	建物名称	斎場棟	管理棟
	建設年	令和 5 年 1 月竣工	令和 5 年 1 月竣工
	延床面積	約 490 ㎡	約 195 ㎡
	階数	地上 2 階建	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨造
	火葬炉(火葬能力)	4 基(斎場 1 日あたりの火葬 件数 8 件)	
	耐震関係	新耐震基準	新耐震基準
	その他	敷地北側に駐車場設置	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率/容積率	60/200	

#### 【現状及び課題】

市域の南西部に位置する斎場で、小阪斎場に次ぐ火葬を行っていました。老朽化した煙突が倒壊するおそれがあることから、平成 30 年 3 月末をもって休場し、平成 30 年 4 月より煙突の撤去工事を行いました。交通アクセスや立地条件が良いこと等から、今後の火葬需要を賄う斎場の一つとして活用を行っていくことを前提に大規模改修工事を行い、令和 5 年 1 月、最新の火葬炉を 4 基備えた、環境性能も格段に向上した最新の斎場として生まれ変わりました。



## (2)小阪斎場

土地の状況	所在地	東大阪市宝持四丁目 11-2	
	所有	市有地	
	敷地面積	約 6,675 m <sup>2</sup> ※1:登記地積より	
建物・敷地の状況	所有	市	
	建物名称	火葬場	葬儀場
	現在の建物の建設年	昭和 37 年	昭和 37 年
	延床面積	約 160m <sup>2</sup>	
	階数	地上 1 階建	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	火葬炉(火葬能力)	5 基(斎場 1 日あたりの火葬件数 7 件)	
	耐震関係	耐震診断未実施 旧耐震基準	耐震診断未実施 旧耐震基準
	その他	アスベスト含有調査未実施	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率/容積率	60/200	

### 【現状及び課題】

市域西部のほぼ中央に位置する斎場で、市内斎場の中では最も多くの火葬を行っています。交通アクセスは良いものの、駐車スペースが少ない状況です。平成 12 年に排煙設備の改修を行っていますが、その部分以外の改修は行っておらず、耐震診断も実施していません。また、炉の老朽化が著しいため、炉の更新が必要ですが、火葬場として使用できるスペースが墓地により限られる状況から、旧来の火葬炉より大型化している新型炉の設置には制限があります。後述する斎場にも共通することですが、既存不適格建築物にあたり、大幅な増築が非常に困難となっています。



### (3) 楠根斎場

土地の状況	所在地	東大阪市長田西一丁目 2-18
	所有	市有地
	敷地面積	約 4,411㎡ ※1:登記地積より
建物・敷地の状況	所有	市
	建物名称	火葬場
	現在の建物の建設年	昭和 26 年
	延床面積	約 188㎡
	階数	地上 1 階建
	構造	木造
	火葬炉(火葬能力)	3 基(斎場 1 日あたりの火葬件数 6 件)
	耐震関係	平成 28 年耐震補強実施
	その他	アスベスト含有調査未実施
	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率/容積率	60/200

#### 【現状及び課題】

市域の北西部に位置し、交通アクセスが良いことから、火葬件数は安定しています。老朽化により平成 26 年に煙突が破損したため、平成 27 年から 2 年度をかけて改修工事を行いました。ただし、改修は建物の耐震化と排煙設備の更新のみであり、火葬設備は巻替工事(炉室の耐火煉瓦部分を組み直す工事で、比較的大がかりな工事)を行う程度にとどまっています。市内斎場では数少ない耐震化が行われている施設であることから、建屋については、現状でも使い続けることが可能です。



#### (4) 岩田斎場

土地の状況	所在地	東大阪市岩田町五丁目 14-1
	所有	共有地
	敷地面積	約 159㎡
建物・敷地の状況	所有	市
	建物名称	火葬場
	現在の建物の建設年	昭和 38 年
	延床面積	約 118㎡
	階数	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造
	火葬炉(火葬能力)	3 基(斎場 1 日あたりの火葬件数5件)
	耐震関係	平成元年の増築部分のみ耐震性能あり 他の部分は耐震診断未実施・旧耐震基準
	その他	アスベスト含有調査未実施
	用途地域	第一種住居地域
建蔽率/容積率	60/200	

#### 【現状及び課題】

市域中央部に位置する岩田斎場は、平成元年に火葬炉部分の改修が行われ、その部分のみ新耐震基準ですが、火葬炉前の建屋は旧耐震基準のままです。外壁には、ひび割れや剥離が見られ、雨水の侵入も認められています。また、火葬場への進入道路の舗装の劣化もみられます。工事の際には重機の乗り入れが非常に困難である等、敷地条件面からその整備が難しい状況です。さらに、過去の集中豪雨の際には建屋が浸水したこともあり、これらの状況から、市内斎場の集約を行う場合には、優先して閉場、集約の対象とすべき斎場と言えます。





## (5) 額田斎場

土地の状況	所在地	東大阪市南荘町 7-26
	所有	市有地
	敷地面積	約 3,568㎡ ※1:登記地積より
建物・敷地の状況	所有	市
	建物名称	火葬場
	現在の建物の建設年	平成 5 年
	延床面積	約 332 ㎡
	階数	地上 2 階建
	構造	鉄筋コンクリート造
	火葬炉(火葬能力)	3 基(斎場 1 日あたりの火葬件数6件)
	耐震関係	新耐震基準
	その他	アスベスト含有調査未実施
	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率/容積率	60/200

### 【現状及び課題】

旧枚岡市域に位置する東部唯一の斎場です。その立地のためか、火葬件数は安定しています。火葬設備は比較的新しく、新耐震基準の建物ですが、築 30年以上経っており改修が必要な状況です。しかし、斎場の敷地内のほとんどを墓地が占めており、余剰の敷地がありません。





(6) 荒本斎場

土地の状況	所在地	東大阪市菱屋東三丁目 5-17	
	所有	市有地(一部民有地)	
	敷地面積	約 6,319㎡ ※1:登記地積より	
建物・敷地の状況	所有	市	
	建物名称	火葬場	葬儀場
	現在の建物の建設年	昭和 56 年	昭和 52 年
	延床面積	約 86 ㎡	約 208㎡
	階数	地上 1 階建	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	火葬炉(火葬能力)	2 基(斎場 1 日あたりの火葬件数3件)	
	耐震関係	耐震診断未実施 旧耐震基準	耐震診断未実施 旧耐震基準
	その他	アスベスト含有調査未実施	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率/容積率	60/200	

【現状及び課題】

市域中央部に位置する斎場で、中央大通や中央環状線といった幹線道路からも近い、交通アクセスが良い斎場です。既に建設後 40 年以上が経過しており、建物、火葬炉ともに傷みがみられるため、改修等が必要な状況ですが、既存不適格建築物にあたる等の理由から改修や増築にも制限や限界があります。



## 第三章 施設整備の方向性

### 1. 施設整備の検討経過

現在、市内には6つの斎場があり、それぞれの状況については第二章で言及しているとおり、長瀬斎場を除く5つの斎場は著しい老朽化により何らかの改修が必要な状況です。今後の火葬需要に対応するためには、既存斎場の改修を行いながら一定数の火葬炉数を確保するか、新規の斎場を整備し、火葬炉数の確保を行うか、どちらかの手段が考えられます。本市としては平成24年度に「東大阪市斎場整備基本計画策定業務報告書」を作成し、斎場整備の方向性を検討するなかで、既存斎場の集約を行うことで運営の効率化が図れる点、また、既存斎場がいずれも墓地に周囲を囲まれており、改修を行うにも制限がある点等から新規斎場の建設を行う方向で検討を進めました。

しかし、整備に適した用地を市有地の中から選定する段階で、アクセスの経路に問題がある等様々な問題があることから、既存斎場活用の可能性も検証する必要も出てきたため、平成28年度に「長瀬斎場整備にかかる調査結果報告書」を作成し、検証の足掛かりとしました。そして、平成29年度に、新規斎場建設のための適地が見つからないという理由から、新規斎場の建設を一旦断念し、既存斎場を改修し活用をする案への方向転換を余儀なくされました。

既存斎場を改修する案に方向転換をした後、まずは長瀬斎場を大規模改修するために平成30年4月より休場させました。さらに平成30年7月から、今米斎場の煙突についても補強するための工事に取り掛かりましたが、同年9月の台風21号の影響により今米斎場の煙突が倒壊しました。被害に遭った今米斎場については再稼働を断念せざるを得ない状況に陥りました。既存斎場のキャパシティが限界を迎えつつあるなか、今米斎場を欠く状況で長瀬斎場の大規模改修の後、既存斎場を順次、大規模改修のために数年間休場させることは、増加し続ける火葬需要への対応が難しく、既存斎場を改修し活用する案を継続させることは困難となりました。

そのような状況の中、一旦断念した新規斎場の建設について、再度検討する必要があるものと考え、新規斎場の建設候補地について再検証しました。

## 2. 候補地の検討過程

本市における新規斎場の建設にかかる検討として、平成 31 年当時は、備える機能を合理化すると、水走一丁目の候補地であっても中規模程度の斎場を建設することは可能と思われたため、一旦は水走を新規斎場の建設候補地としました。

しかし、新規斎場の建設候補地を水走一丁目の土地としたものの、そもそも斎場を建設するうえで、斎場を単体で建てればよいものではないという議論があったことを念頭に、本市として望ましい斎場とはどのようなものであるか、ということ付加し、次の 4 つの要件に基づき再検証しました。

### ① 周辺に住居が少ないこと

近年の火葬炉設備は環境性能が向上し、大気汚染等の心配はほとんど無いものの、可能な限り、周辺に住居のない土地の方が斎場建設の用地としては好ましいと言えます。用途地域で言えば住居専用地域や住居地域系の地域は避けるべきです。

### ② 大規模災害の被害を受けにくいこと

新規斎場が完成し、既存斎場を集約した場合、長瀬斎場と新規斎場の 2 斎場体制となります。大規模災害により新規斎場が稼働できなくなると、4 炉しか火葬炉を備えていない長瀬斎場のみで市内の火葬を担うこととなります。よって、土砂災害警戒区域等は斎場の立地としては適しません。

### ③ 一定の面積を確保できること

本市においては、市域の大半が市街地となっています。斎場を利用される方々の心情を考えた時、厳粛かつ静謐な空間を確保するためにも周辺環境と非日常空間である斎場を切り離すことができるだけの公園のような緑地や外構を備える必要があり、そのためには十分な面積の土地が必要となります。

#### ④ 斎場建設に時間を要さないこと

新規斎場を建設するためには都市計画決定を経る必要があります。第四章で言及しますが、火葬需要のピークが令和 17 年から令和 21 年までに迫るなか、速やかに新規斎場の建設を進める必要があります。そのため、斎場建設の候補地としては用地買収や大規模な土地の造成を要するような土地、また都市計画に位置付けされている公園等においてはその機能の代替を要することから、適地ではありません。

令和 2 年度に新斎場に係る構想策定の一環として作成した「新斎場候補地についての検証資料」において分析されていますが、新規斎場の建設候補地を検証するなかで、候補地としてふさわしい用地は従来の候補地であった水走一丁目の土地か東大阪市・大東市清掃センター東事業所跡地の一部(以下「東事業所跡地」という。)の 2 つの用地という見解でした。先に挙げた 4 つの要件を考慮しても、①、②、④の要件を考えた場合、水走一丁目の土地と東事業所跡地は同等の評価を下すことができます。しかし、水走一丁目の土地では斎場を建設ということだけで言えば、建設は可能と思われませんが、③の要件を満たすには面積が不足します。

新規斎場の建設候補地に係る検証を進めるなかで、新規斎場はただ建設すればよいというものではなく、周辺住民への「生活の平穩への配慮」が必要であるという認識を再確認しました。その配慮を実現させるには、③の土地の面積に係る要件がより重要となります。その点、東事業所跡地であれば、①、②、④の要件については水走一丁目の土地と同等の評価ができるうえ、③の要件についても十分に満たすことが可能となるため、新規斎場建設の最適地と評価し候補地とします。今後、(仮称)環境センターに統合される東部環境事業所の土地についても新規斎場の建設候補地として、今後の整備に向けての検討を進めていきます。

東事業所跡地については、石切大阪線、外環状線といった主要幹線道路からのアクセスがよいこと、長瀬斎場との地理的バランスがとれること等から、立地面でも新斎場の建設用地としては適地と思われます。



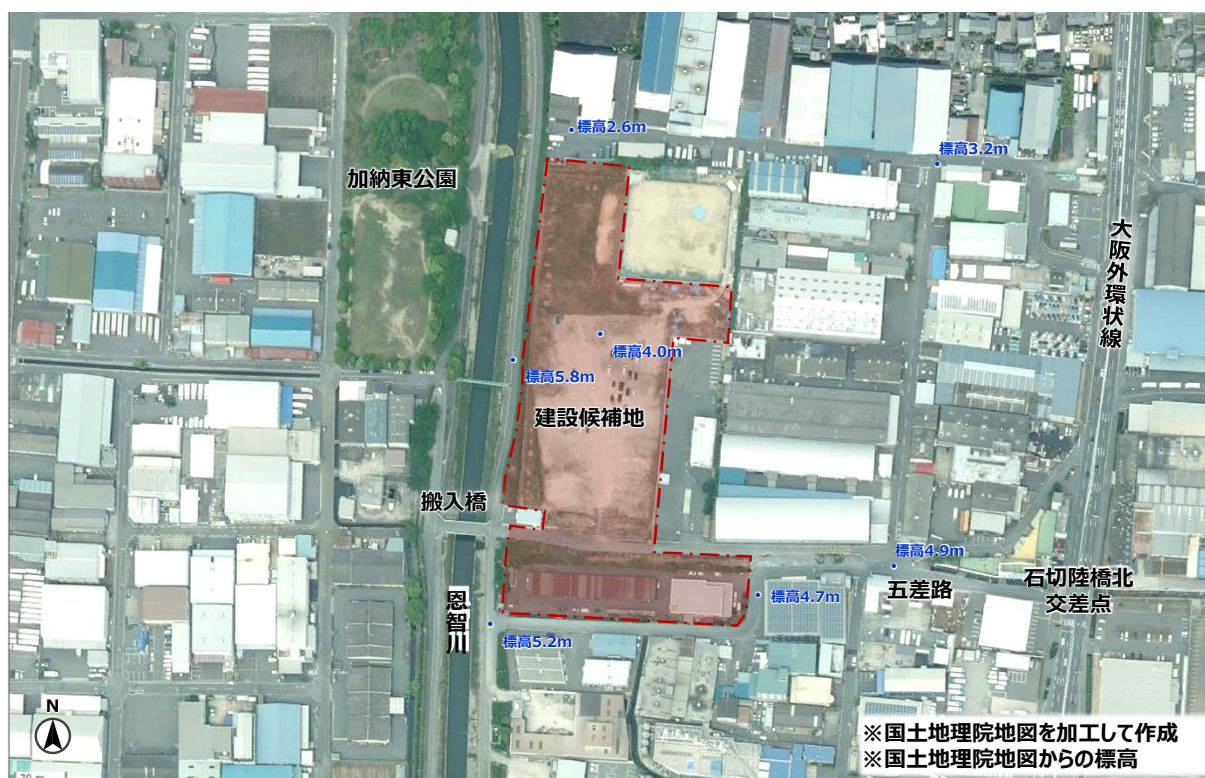
先にも述べましたが、一定の規模の新規の斎場を建設することにより、新斎場の竣工後は既存斎場の集約を行うことが可能となり、運営の効率化を図ることができます。また、既存斎場を運営しながら新規の斎場を建設することができるため、将来訪れる火葬需要のピークに向けてスムーズな対応が可能となります。

本市としては、今後の火葬需要への対応方針として、東事業所跡地及び東部環境事業所の土地を候補地とし、新規の斎場(以下「新斎苑」という。)の建設を行い、必要な火葬炉数を確保することとします。

### ■ 建設候補地

- ・地番:布市町三丁目 510、中石切町六丁目 801-1、801-3、802-2、803-2、804-2、805-2 他  
(図 3-1 赤枠内)
- ・用途地域:準工業地域(モノづくり推進地域)
- ・面積:約 22,600 m<sup>2</sup>

【図 3-1:新斎苑建設候補地位置図】



### 3. 今後の市内斎場のあり方

新斎苑が竣工すれば、長瀬斎場とあわせて本市の主力斎場となります。小阪斎場、楠根斎場、岩田斎場、額田斎場、荒本斎場については、新斎苑の完成時点の火葬需要等を勘案し、順次廃止・集約化していく対象としますが、新斎苑の完成までは約6年程度の年月がかかると見込まれます。

既存斎場の中には、改修や修繕が困難な斎場もあることから、火葬業務に不具合が生じた場合には、廃止について前倒して検討をせざるをえない斎場も出てくる可能性もあります。しかしながら、集約の対象となる5斎場については、新斎苑が完成する時期までは活用しなければならず、必要な修繕・補修は行うものの、原則として大規模な修繕は行わないものとします。

## 第四章 今後の火葬需要と必要火葬炉数

### 1. 火葬炉数算定の手順

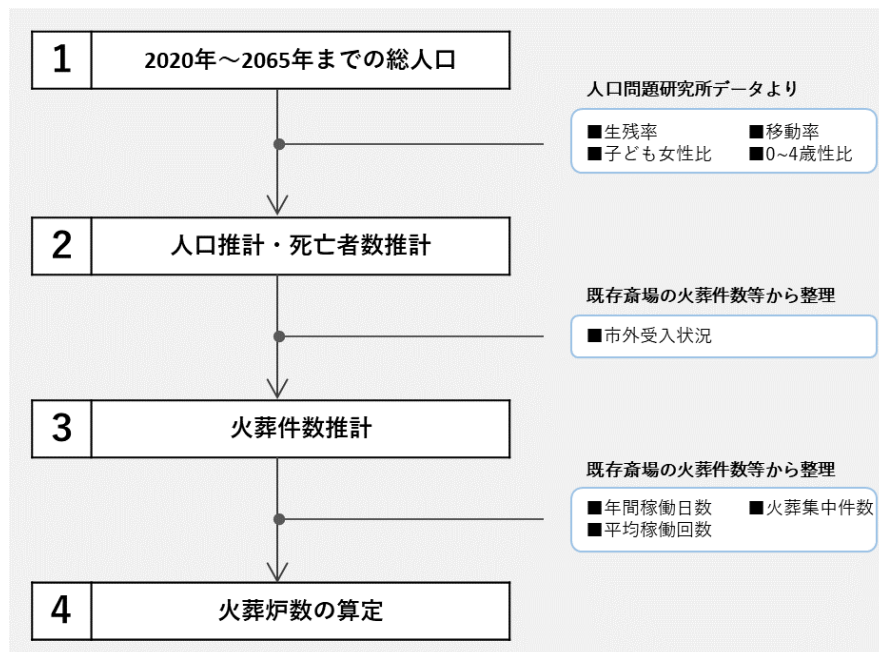
#### (1) 火葬炉数算定の目的

本市全体で整備する斎場の規模及び新斎苑整備に必要な規模を検討するため、必要火葬炉数を算定します。本市の将来人口推計値等から、死亡者数の推計及び将来の火葬需要の推計を行い、本市全体の必要火葬炉数を算定します。そこから長瀬斎場の火葬炉数4基であることを考慮して、新斎苑に必要な火葬炉数を算定します。

#### (2) 必要火葬炉数算定フロー

新斎苑に必要な火葬炉数の算定は、次の手順に基づいて実施します。将来人口推計及び死亡者数は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」(日本環境斎苑協会)を参考に、国立社会保障・人口問題研究所が公表している各種推計値(人口、生残率、移動率等)を用いて算定を行います。必要火葬炉数は、既存斎場の火葬件数など過去の実績値から算定します。

【図 4-1: 火葬炉数算定の手順】



## 2. 将来死亡者数の推計

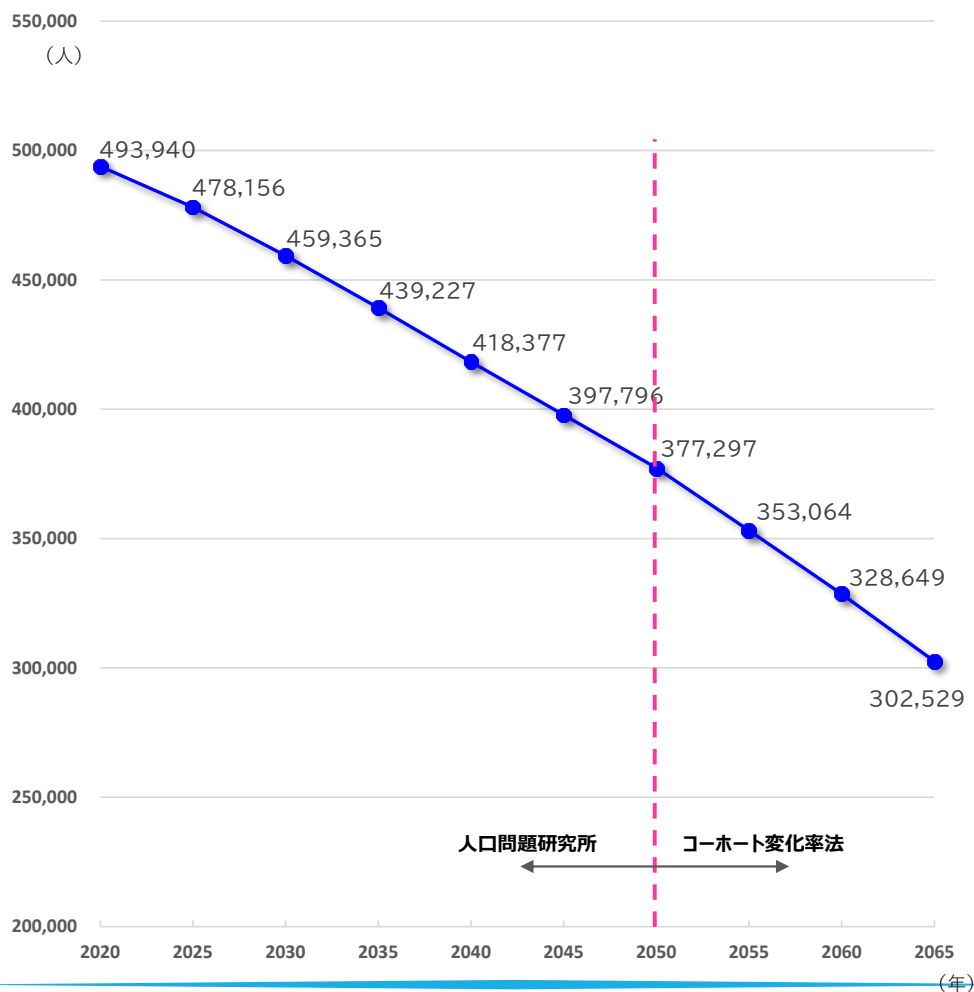
### (1) 将来人口の推計

火葬炉数の算定にあたり、前頁手順のとおり、まずは本市における将来人口を推計します。

日本国内の死亡者数は、2040 年ごろにピークを迎え、その後減少に転じますが、2060 年から 2070 年にかけて再び増加することが想定されています。そのため、火葬炉数の算定にあたり、2065 年から 2069 年までの将来人口及び死亡者数の推計を行うこととします。

将来人口は、2050 年までは、「国立社会保障・人口問題研究所」が公表している将来推計人口を採用します。それ以降の人口は、同研究所が公表している 2050 年の各種推計値(人口、生残率、移動率等)を基に「コーホート変化率法」を用いて算定します。

【図 4-2: 将来人口の推移】



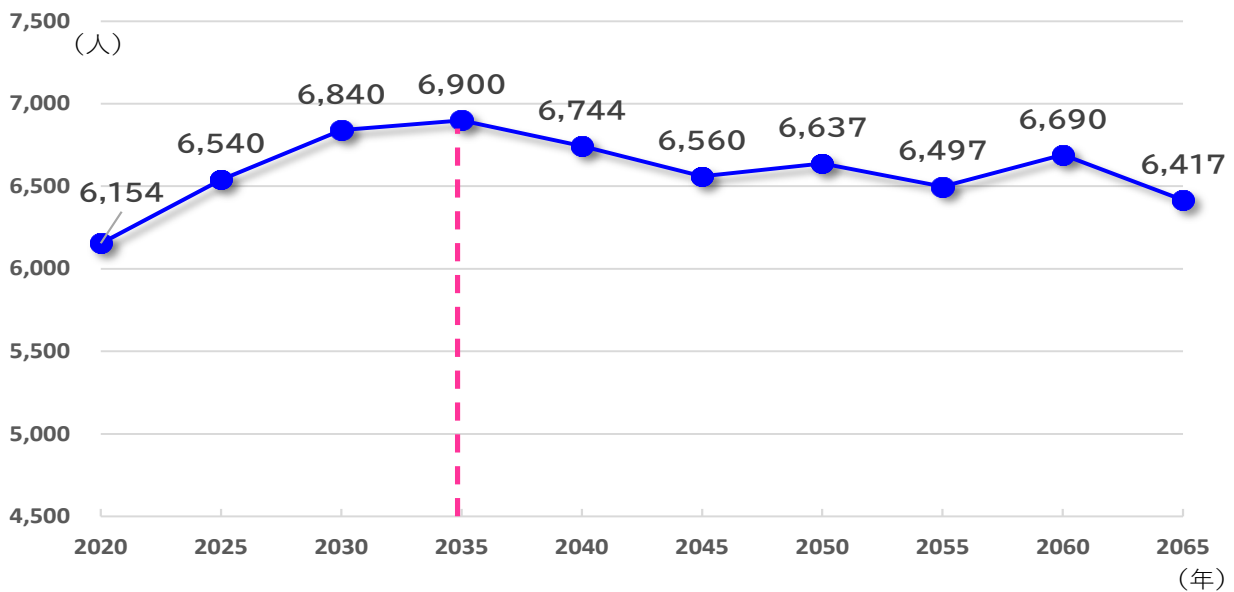


## (2) 将来死亡者数の推計

2020年から2065年までの死亡者数を以下に整理します。死亡者数の推計は、将来人口に死亡率(1-生残率)を乗じて算定します。

本市の死亡者数は、2020年以降増加していき、2035年から2039年までの間に年平均6,900人とピークを迎えることがわかります。その後も2065年まで高い数値で推移していきます。

【図 4-3: 将来死亡者数の推計】



【表 4-1: 将来推計人口・死亡者数の推移】

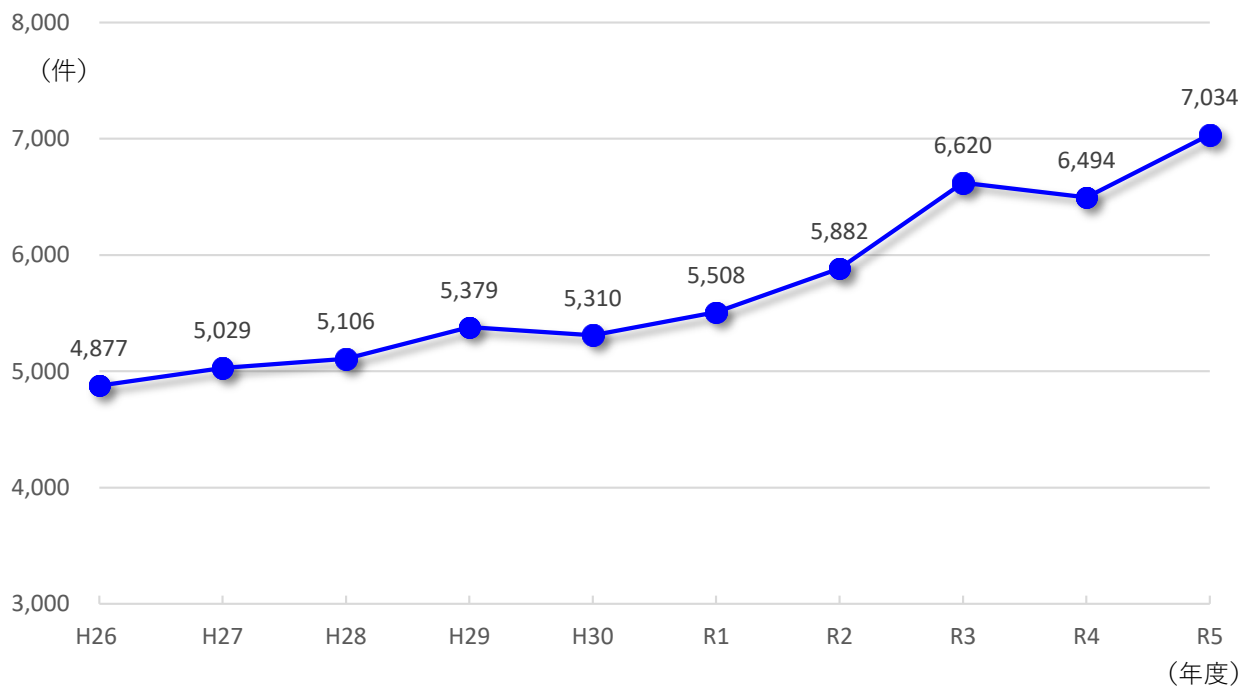
区分	期首人口(人)	期間死亡者数(人)	年平均死亡者数(人)
2020年 (2020~2024)	493,940	30,772	6,154
2025年 (2025~2029)	478,156	32,701	6,540
2030年 (2030~2034)	459,365	34,201	6,840
2035年 (2035~2039)	439,227	34,498	6,900
2040年 (2040~2044)	418,377	33,722	6,744
2045年 (2045~2049)	397,796	32,798	6,560
2050年 (2050~2054)	377,297	33,187	6,637
2055年 (2055~2059)	353,064	32,487	6,497
2060年 (2060~2064)	328,649	33,451	6,690
2065年 (2065~2069)	302,529	32,087	6,417

### 3. 年間火葬件数の推計

#### (1) 既存斎場の火葬件数の推移

本市全体の火葬件数(平成 26 年度から令和 5 年度まで)は、以下のとおりです。平成 26 年以降、高齢化の影響により、火葬件数は年々増加傾向にあります。個別の斎場においても、火葬件数は年々増加傾向にあり、特に平成 30 年から令和 4 年にかけて長瀬斎場を再整備したこともあり、火葬炉に大きな負担をかけながら運転を続けています。

【図 4-4: 火葬件数の推移(本市全体)】



【表 4-2:火葬件数の推移(既存斎場別)】

年度	長瀬斎場	小阪斎場	楠根斎場	岩田斎場	今米斎場	額田斎場	荒本斎場	合計
H26年度	1,197	1,390	698	320	507	744	21	4,877
H27年度	1,164	1,412	786	321	491	823	32	5,029
H28年度	1,271	1,507	514	458	555	778	23	5,106
H29年度	1,249	1,444	934	364	538	832	18	5,379
H30年度	0	2,082	1,216	701	155	1,127	29	5,310
R1年度	0	2,060	1,432	714	0	1,259	43	5,508
R2年度	0	2,110	1,417	840	0	1,294	221	5,882
R3年度	0	2,277	1,503	1,060	0	1,423	357	6,620
R4年度	494	2,283	680	1,121	0	1,497	419	6,494
R5年度	1,597	1,752	898	1,042	0	1,356	389	7,034

※今米斎場は、平成 30 年度中頃から稼働停止後、令和 5 年度末に廃止。

## (2)年間火葬件数の算定方法

本市全体の将来の年間火葬件数は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」より、以下の式にて算定します。

<年間火葬件数>

$$\text{年間火葬件数} = (\text{①管内年間死亡者数}) \times (\text{②火葬率}) \times (\text{③持込率}) \div (1 - \text{③管外率})$$

※ 火葬率 = 葬送の方法として火葬を行う割合、管内 = 東大阪市内、管外 = 東大阪市内外と定義

### ① 管内年間死亡者数

本市の年間死亡者数は、2. 将来死亡者数の推計で算定した数値とします。

### ② 火葬率

日本環境斎苑協会の統計資料より、令和元年度、令和 2 年度における本市の火葬率は 100%となっていることから、年間火葬件数算定における火葬率は 100%とします。

### ③ 持込率及び管外率

持込率は、管内年間死亡者数のうち本市で火葬された割合で、管外率は、市外在住者の火葬件数の割合となります。長瀬斎場が令和5年1月から供用開始していることから、本市における令和5年度における実績値を採用し、持込率は94.2%、管外率は14.9%と設定します。

【表 4-3:持込率及び管外率】

	死亡者数(A)	火葬件数(B) (C+D)	火葬件数内訳		持込率 (C/A)	管外率 (D/B)
			市内在住者 (C)	市外在住者 (D)		
R5 年度	6,356	7,034	5,987	1,047	94.2%	14.9%

### (3)年間火葬件数の算定

以上により、本市における将来の火葬件数は以下のとおりです。2065年までは、現状よりも多い件数で推移していきます。そのため、ピーク時に対応可能な火葬炉数を整備することが必要です。

【表 4-4:年間火葬件数の推移】

	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
死亡者数	6,154	6,540	6,840	6,900	6,744	6,560	6,637	6,497	6,690	6,417
火葬件数	6,811	7,238	7,570	7,636	7,464	7,259	7,345	7,191	7,404	7,102

## 4. 必要火葬炉数の算定

### (1) 必要火葬炉数の算定法

理論的必要火葬炉数は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を参考に、以下に示す式を用いて算定します。斎場における火葬件数は年間で一定ではないため、1年のうち火葬件数の集中する日(火葬集中日)を想定し、その日に必要な火葬炉数(理論的必要火葬炉数)を算定します。

＜理論的必要炉数＞

$$\begin{aligned} \text{理論的必要炉数} &= \frac{\text{(集中日の火葬件数)}}{\text{(1基1日当たりの平均火葬件数)}} \\ &= \frac{\text{(日平均取扱件数)} \times \text{(火葬集中係数)}}{\text{(1基1日当たりの平均火葬件数)}} \\ &= \frac{\text{(①年間火葬件数)} \div \text{(②稼働日数)} \times \text{(③火葬集中係数)}}{\text{(④1基1日当たりの平均火葬件数)}} \end{aligned}$$

#### ① 年間火葬件数

本市全体における年間火葬件数は、前頁で算定した数値とします。

#### ② 稼働日数

1月1日のみを休場日として、年間稼働日数は364日と設定します。

#### ③ 火葬集中係数

火葬件数は、死亡者数が増加する冬季期間や地域の慣習などにより、一年のうち特定日に集中する傾向があります。火葬集中日の火葬件数と平均的な日の火葬件数の比を火葬集中係数といいます。火葬集中係数を算定することで、火葬集中日の想定火葬件数を算出します。

火葬集中係数は、令和元年度から令和5年度における既存斎場の実績値より算定します。この際に、火葬炉数が過大とならないように、火葬件数の多い日の上位3～5%を除外した稼働日の火葬件数を想定日最多件数とします。本市において、火葬件数及び日平均取扱件数が増加傾向にあるため、

火葬集中係数は令和 5 年度の実績値の 1.45 とします。この場合、火葬需要ピーク時における火葬件数は、30.4 件となります。

【表 4-5:火葬集中係数の算定(年間稼働日数 364 日)】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	平均
火葬件数	5,508	5,882	6,620	6,494	7,034	6,308
日平均取扱件数 (A)	15.13	16.16	18.19	17.84	19.27	17.31
想定日最多件数 (B)	20.00	22.00	24.00	26.00	28.00	24.00
火葬集中係数 (B/A)	1.32	1.36	1.32	1.46	1.45	1.38

#### ④ 1 基 1 日当たりの平均火葬件数

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」では、集中日における 1 基 1 日あたりの平均火葬数は 1.0～3.0 件の範囲で設定されることが多いとされています。また、炉メーカーは、1基1日あたりの火葬件数 2.0 件を推奨しています。

既存斎場における 1 基 1 日あたりの火葬件数(最大値)は、次頁【表 4-6】のとおり 1.60 となっており、これは大阪府下における各斎場の火葬炉 1 基あたりの 1 日の火葬件数の最大値 1.40(令和 2 年度実績値)と比較して高い稼働率となっています。ただし新斎苑においては、最新の火葬炉設備の導入や平面計画の工夫などにより、現状より効率の良い運用が可能となると想定されることから、集中日に 1 基 1 日あたり 2.0 件の火葬を行うことは十分可能であると考えます。

本市における将来の火葬件数は、2065 年までは現状より多い件数で推移していくことが想定されます。火葬炉数の算定にあたっては、ピーク時において 1 基 1 日あたりの火葬件数を増やして対応するという考え方もありますが、平均火葬件数を増やすと火葬炉にかかる負担が増大し、メンテナンス周期が短くなり、ランニングコストの増大につながります。

次頁【表 4-7】のとおり、近郊地域における直近の先行事例において、回転数の平均値は 2.07 件/基(計画時点)となっており、1 基 1 日あたりの回転数を 2.0 件と設定することは妥当であるといえます。

【表 4-6:1 基 1 日当たりの火葬件数(R5.1 月)】

	火葬炉数	最大火葬 可能件数	1 日当たりの火葬件数		1 基 1 日当たりの火葬件数	
			平均値	最大値	平均値	最大値
長瀬斎場	4 基	8 件	6.10 件	8 件	1.53	2.00
小阪斎場	5 基	7 件	5.83 件	6 件	1.17	1.20
楠根斎場	3 基	6 件	4.14 件	5 件	1.38	1.67
岩田斎場	3 基	5 件	4.30 件	5 件	1.43	1.67
額田斎場	3 基	6 件	4.60 件	6 件	1.53	2.00
荒本斎場	2 基	3 件	2.21 件	3 件	1.11	1.50
合計	20 基	35 件	26.03 件	30 件	1.30	1.60

【表 4-7: 先行事例における火葬炉の回転数(計画時点)】

区分	策定年度	回転数	集中係数
岸和田市・貝塚市新斎場整備基本計画(大阪府)	2020 年	2.0	1.75
亀岡市新火葬場整備基本計画(京都府)	2019 年	2.0	2.00
神戸市鶴越斎場建替計画(兵庫県)	2022 年	2.5	1.60
御所市火葬場基本計画(奈良県)	2020 年	1.0	2.00
飯盛霊園組合斎場建替計画(大阪府)	2023 年	2.0	1.35
奈良市新斎苑基本計画(奈良県)	2016 年	2.0	1.50
(仮称)草津栗東火葬場整備基本計画(滋賀県)	2023 年	3.0	1.83
	平均	2.07	1.72

## (2) 予備炉の算定

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」において、メンテナンス等を考慮して予備炉を 1 基以上加算する必要があるとされています。ただし、本市における死亡者数及び火葬件数のピークは 2035 年から 2039 年までと想定されており、その後、高い数値を保ちつつも、人口減少に伴い死亡者数も緩やかに減少することが想定されることから、新斎苑には予備炉の設置は見込まず、火葬炉故障時やメンテナンス時については、運用上の工夫で対応していきます。

### (3) 必要火葬炉数の算定

ここまで設定した条件・数値などを踏まえ、将来的に必要な火葬炉数を算定します。2035年から2039年までのピーク時において、1基1日あたりの平均火葬件数を2.0件とした場合、本市全体での理論的必要火葬炉数は16基となり、長瀬斎場に現在4基設置されていることから、新斎苑の理論的必要火葬炉数は12基となりました。

死亡者数はあくまでも推計値であることから、将来的な火葬炉数の不足を避けるために、また回転数増加による火葬炉にかかる負担・メンテナンス費用の増加を避けた炉数設定が必要です。1基1日あたりの平均火葬件数を多くすることで、炉数を少なくすることはできますが、2040年から2065年までにかけて余裕のない火葬スケジュールとなるため、大規模災害発生時など短期間で死亡者数が増大した場合、火葬待ちが発生する恐れがあります。

令和5年度の火葬待ち状況としては、年間平均日数が3.00日となっており、特に死亡者数が多くなる冬季(令和6年1月)では平均3.64日の火葬待ちが発生しています。ただし実情としては、時間帯によっては火葬希望が集中(昼頃を希望する場合、一週間予約が取れないなど)するなど、データに現れない火葬待ちが発生している可能性もあります。

大規模災害発生時における死亡者数の増加、火葬待ちへの対策として、新斎苑では、1基1日あたりの平均火葬件数は2.0件、必要な火葬炉数は12基とします。

【表 4-8: 必要火葬炉数の算定】

区分		死亡者数推計	年間火葬件数	理論的必要火葬炉数	
				1基1日当たりの平均火葬件数	
				回転数 2.0	
				市全体	新斎苑
2020年	(2020~2024)	6,154	6,811	14	10
2025年	(2025~2029)	6,540	7,238	15	11
2030年	(2030~2034)	6,840	7,570	16	12
2035年	(2035~2039)	6,900	7,636	16	12
2040年	(2040~2044)	6,744	7,464	15	11
2045年	(2045~2049)	6,560	7,259	15	11
2050年	(2050~2054)	6,637	7,345	15	11
2055年	(2055~2059)	6,497	7,191	15	11
2060年	(2060~2064)	6,690	7,404	15	11
2065年	(2065~2069)	6,417	7,102	15	11



#### (4) 先行事例との比較検証による妥当性の確認

本市と比較的人口規模に近い自治体との比較により、火葬炉数の設定の妥当性を検証します。

火葬炉数 1 基あたりの人口について、平均で 30,834 人/炉となっています。新斎苑の火葬炉数 12 基とした場合、本市における火葬炉数 1 基あたりの人口は 29,856 人/炉となることから、過剰な火葬炉数ではないことがわかります。

以上により、新斎苑に必要な火葬炉数は 12 基とします。

【表 4-9: 他自治体における火葬炉数】

区分	人口	火葬炉数	人口/炉数	備考
奈良市	347,187	11	31,562	
大津市	343,600	11	31,236	火葬炉数は市内斎場の合計数
枚方市	392,328	12	32,694	
松山市	498,105	19	26,216	火葬炉数は市内斎場の合計数（計画数も含む）
和歌山市	352,941	13	27,149	
富山市	403,757	12	33,646	
岐阜市	399,127	15	26,608	
宮崎市	394,053	12	32,838	
宇都宮市	511,957	16	31,997	
豊橋市	366,089	12	30,507	
川越市	352,805	12	29,400	
いわき市	317,108	9	35,234	
郡山市	318,711	10	31,871	
平均	384,444	13	30,843	
東大阪市	477,700	16	29,856	火葬炉数は新斎苑と長瀬斎場の合計数

※各自治体 HP より令和 7 年 1 月 1 日(一部令和 6 年 12 月末)時点の人口を掲載

---

#### (5)汚物炉について

楠根斎場には産汚物を火葬する汚物炉が1基整備されています。新斎苑では、火葬集中日を避けることにより通常の火葬炉での対応が可能と考えられることから、汚物炉は設置しない方針とします。

---

#### (6)動物炉について

東大阪都市清掃施設組合において亡くなった犬・猫などの小動物を火葬するための専用炉が設けられているほか、市内にはペット火葬を行う業者を複数確認できます。そのため、新斎苑に動物炉を整備する必要性は低いと考えます。

## 第五章 基本構想の推進

### 1. 基本構想に基づく個別整備計画の策定

本構想は、将来備えておくべき火葬炉数を確保するための施設整備の基本となるものです。第一章の図 1-1 にあるように、本構想に基づき、(仮称)新斎苑関連計画を策定します。また、今後、長瀬斎場を除く既存の5斎場のあり方について検討してまいります。

#### (1)新斎苑関連計画

第四章において述べた、新斎苑については、市全体の将来の必要火葬炉数である 16 基のうち、12 基を備える方向で検討を進めます。斎場の整備にかかる具体的な動きとしては、本構想に基づき新斎苑に係る基本構想、基本計画の作成を行い、その中で整備する施設の概要を示すとともに、環境アセスメントを行います。その後、都市計画決定に必要な手続きを進め、都市計画決定を経た後、令和 13 年度の供用開始に向け必要な手続きを進めます。

#### (2)5斎場のあり方についての検討

小阪斎場、楠根斎場、岩田斎場、額田斎場、荒本斎場については、新斎苑の完成時点の火葬需要等を勘案し、順次廃止・集約化していく対象とし、今後、その時期や跡地の活用方法について検討してまいります。なお、跡地の活用については、市民ニーズの変化を踏まえ、合葬墓等の新たな形態の墓地の導入について検討を進めます。

## 2. 今後のスケジュールについて

市内各斎場及び新斎苑についての今後5年のスケジュールについては、次の表のとおりです。

【表 5-1: 市内各斎場及び新斎苑についてのスケジュール】

斎場名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小阪斎場	市職員による運営				
楠根斎場					
長瀬・岩田・額田・荒本斎場	現指定管理者による運営				指定管理者更新
新斎苑	基本構想	基本計画 都市計画決定手続き	令和13年度供用開始に向け、事業者募集・選定、設計、建設工事を進めていく。		
5斎場のあり方検討	先行自治体調査	アンケート調査・検討委員会立ち上げ		報告書取りまとめ	